【村山企画課長】 ただいまから東京都環境審議会企画政策部会を開会いたします。

本日は委員の皆様にはお忙しい中ご出席いただき、まことにありがとうございます。

私は環境局総務部企画課長の村山でございます。よろしくお願いいたします。本日は 委員改選後、初めての企画政策部会でございますので、部会長が選任されるまでの間、 私が司会進行を務めさせていただきます。

なお、ただいまご出席の委員は11名、部会委員の総数が16名でございますので、過半数に達しており、審議会規則による定足数を満たしているということをご報告申し上げます。

それでは、開会に当たりまして環境局の梶原参事からごあいさつを申し上げます。 【梶原参事】 環境局企画担当参事の梶原でございます。

本日は、皆様大変お忙しい中、またお足元の悪い中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。昨年末開催の環境審議会におきまして、東京都における実効性ある温暖化対策について諮問させていただき、企画政策部会でご審議いただくことになりました。これから部会の中で本格的にご審議いただくわけでございますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、諮問内容につきましては、先般の諮問趣旨でも述べさせていただきましたとおり、基本方針の中の挑戦 1 から挑戦 3 につきましてご審議いただくことになっております。これに関連して若干の所見を述べさせていただきたいと存じます。

基本方針発表後、経済界の皆様を初め、さまざまな分野の皆様からお話を伺っておりますと、今回の都の基本方針について、大きく2つの点が話題になっていようかと考えております。

第1点は、地球温暖化の重要性はわかるが、なぜ東京都が国を差し置いて進めるのか、というご指摘をいろいろなところから頂戴してございます。温暖化対策は、確かに国際公約をした国の仕事でございまして、国が出す一定の方針決定を待って足並みをそろえていくという必要があるのではないかとのお話もございます。都が一定の方針を出したとしても、例えば規制を受ける企業の側からしますと、とかく二重の規制になってしまうのではないかというご意見も頂戴しております。こうしたご意見に対しては、前回の審議会の趣旨説明の中でご説明申し上げましたとおり、都は現在の東京の状況を極めて深刻に受けとめており、早急に対策を講じる必要があると認識しているところでございます。すなわち、遅々として進まない国の検討ですとか、産業部門のウエートが低くオ

フィス等業務部門のウエートが高いという東京の地域特性、さらには地球温暖化だけでなく、都市の温暖化とも言うべきヒートアイランド現象という2つの温暖化という東京特有の課題を抱えた深刻な状況などに対し、都としては早急に対策を講ずべきだという現状認識がございます。ただ、こうしたご指摘も一方でいただいておりますので、都が先行して温暖化対策を推進することの意義について、また、対策を進める上での具体的な法制度上の課題等につきまして、ぜひご示唆いただきたいと考えております。

第2点目は、CO2削減の成果をどう見るかという点でございます。CO2排出量をいかに削減していくかを検討する場合、具体的にどのような基準のもと、どのような客観的な指標に基づいて削減量の目安を計測するのかといった技術的に極めて難しい課題があるうかと思います。日本経団連の方でも自主行動計画の形で、すでに財界主体の取組を始めていらっしゃるところでございます。その着実な取組には敬意を表しておりますが、業界別の取組に濃淡があるなど幾つかの課題があるともお聞きしているところでございます。今回、企画政策部会でお願いする議論の大きなテーマの1つは、このCO2排出量のとらえ方、削減目標の設定の仕方という点でございますが、今後のご審議の中で様々な角度から十分にご議論いただきたいと考えているところでおります。

先般、温暖化対策で東京の経済の活性化を図るという基本理念をお話し申し上げましたが、持続可能な社会への変革ということが東京都の環境基本計画のいわばメーンテーマであり、経済と環境への対応というものが両立する社会システムの構築を目指して、ぜひこの部会を進めていただきたくお願い申し上げるところでございます。

大変限られた審議期間ではございますが、委員の皆様から多くの貴重なご意見をいただけますことを重ねてお願い申し上げ、私からのあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

【村山企画課長】 それでは、本日は新たなメンバーによる第1回目の企画政策部会で ございます。参考資料1に部会委員名簿をおつけしてございますけれども、改めて委員 の皆様をご紹介申し上げたいと思います。

伊藤委員でございます。

小早川委員でございます。

神野委員でございます。

原委員でございます。

平井委員でございます。

福川委員でございます。

松本委員でございます。

森田委員でございます。

石福委員でございます。

大塚委員でございます。

坂本委員でございます。

西堤委員でございます。

初鹿委員でございます。

なお、原田委員は遅れてのご出席という連絡が入ってございますので、よろしくお願いいたします。

また、本日、飯田委員と村上委員はご都合によりご欠席ということでございます。

なお、今後皆様のほかに、諮問事項につきましてさらに専門的にご意見を伺うため、 現在調査委員を選任中でございます。決定次第、皆様にご通知をさせていただく予定で ございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。本日は委員改選後、初めての企画政策部会でございますので、まず部会長をお決め願いたいと思います。会長は、審議会規則に基づきまして、部会所属委員の皆様の互選によりお選びいただくことになっておりますが、いかがお取り計らいいたしましょうか。

福川委員。

【福川委員】私は、都の税調の会長を務められた神野先生に、こういう難しい問題をおまとめになる力量と識見もあると思いまして、お願いしたいと思います。

【村山企画課長】ありがとうございます。ただいま神野委員にというご提案がございましたが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【村山企画課長】異議なしとのお声がございましたので、神野委員にお願いしたいと思うのですが、神野先生、よろしゅうございますか。

それでは、これからの議事につきましては神野部会長にお願いしたいと存じます。神 野部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

【神野部会長】ただいま部会長にご推薦いただきました東京大学の神野でございます。 よろしくお願いいたします。私は財政学を担当いたしておりまして、環境問題について は全くの素人でございます。皆様のご指導やご鞭撻をいただきながらどうにか役目を務めてまいりたいと思いますので、よろしくご協力方お願いいたします。

個人的なことになりますが、私の名字からもおわかりいただけますように、私の家といいますか、私の祖先は代々神主でございまして、日本の神道では神々は自然にいることになっておりますので、木は切れません。したがって、私などの家は、家を建て直すときに木を切って植え替えた方が安上がりなのですが、完全な植え替えしか、根回しをして植え替えしかできないという教えになっております。アメリカインディアンの宗教も全く同じで、神々が自然の木や岩や川に存在している教えのようでございます。私どもはいつも将来の世代に私たちのこの環境をどうやってよく残すのかということを議論いたしますけれども、もうご専門の方ですから釈迦に説法かもしれませんが、アメリカインディアンの考え方は全く逆で、我々の現在ある環境というのは将来の世代から預かったものであるという考え方なのです。そういう考え方をこの間初めて知り、感激した次第でありますが、皆様の教えをいただきながらこの部会長を務めつつ、アメリカインディアンの教えに従えば、将来世代から預かったものであるこの環境を少しでも考えていける機会になればと個人的には願っております。

続いて、事務事項に入りますが、審議会運営要領の第3第2項に、部会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代行するという規定がございますので、この規定に基づき森田委員に部会長の職務代行をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。ご異議がなければ、そのようにさせていただきますので、森田委員、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから本日の議事に入りたいと思います。

議事につきましては、お手元の議事次第をごらんいただきたいと思います。1の部会長選任、その後、部会の全体スケジュール、それから3で東京都におけるCO2の排出の現状について、4に主な検討項目についてという議事を準備していただいておりますが、この3つの議事はそれぞれ有機的に関連いたしており、事務局の方で資料をご準備いただいております。そこで、この3つの議題について資料をご説明いただいてから皆様方のご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【澤副参事】地球環境担当の副参事をしております澤と申します。今後、部会での議論 に際しまして委員の皆様方には深くかかわっていこうと思っておりますので、ぜひよろ しくお願いいたします。 今日ご用意いたしました資料は、お手元に資料1、2、3とございます。それ以外は 参考資料ということで1から5まであろうかと思いますので、お手元の資料のご確認を お願いいたします。

では、部会長からのお話もございましたように、事務局の方から資料 1 、 2 、 3 を続けてご説明したいと思います。

本日は第1回目の部会ということで、まず今後の議論の大きな枠組みを都側からお示ししたいと思います。東京都の現状、あるいは都側の問題意識ですとか、検討の視点といったことを中心にご説明をした後、後半、皆様方のご議論と考えてございます。

それでは、資料1からまいります。開催スケジュール案ということでございます。本日が平成14年度の1月ということで、検討スケジュール等の欄の中ほどになります。

今後の予定でございますが、この表にございますように、今年度末3月に、挑戦3ということで、家庭部門対策、「消費者に省エネルギー情報が確実に伝わるしくみづくりを推進」、この項目について一度ご議論をいただきたいと思っております。さらに、年度をまたがりまして、5月以降、挑戦1ということで、「オフィスなどの大規模事業所にCO2排出量削減を義務化」というこの大きなテーマにつきまして、数回部会を開催したいと考えております。さらに、夏前になりますが、挑戦2ということで、「新築建築物に対し、より高い省エネルギー性能の達成を義務化」、こちらも数回部会を予定してございます。大体数回ということで、月1ペースと考えておりますが、細かな日程につきましてはその都度お諮りしたいと思っております。

こうして挑戦 1、 2、 3 という議論を経まして、秋ごろには中間のまとめということで、部会でのまとめを経て、審議会に上げていきたいと思っております。そして、最終答申の時期につきましては、前回の審議会で梶原の方から申し上げたとおり、約 1 年間の議論ということでございますので、今年中を目途に最終答申の取りまとめを行いたいと考えております。なお、欄外下にがございますように、部会の中に事業者等からのヒアリングの場を設けていくということも考えてございます。したがいまして、部会の回数は今後のそういった取組により前後するということをお含みおきいただきたいと思います。

なお、この資料につきましては、左上の方にこれまでの東京都の取組ということで、 平成12年12月に環境確保条例ができましたというところから、これまでの取組も簡単に お示ししてございます。こういった大きな流れの中で今回の部会の議論があるというこ とでございます。

また、右端には国の動きということで、昨年の3月の新大綱に始まる幾つかの動きにつきまして、参考資料としてお示ししてございます。なお、国の動きに関連して申し上げますと、京都議定書に関しましては、最新情報で、カナダ等の締結がなされた関係で55%の規定のうちの43.7%まで排出量を確保できているということで、あとはロシアの締結を待つだけということで、今年が議定書発効元年といったスタートの年にも当たろうかと思いますので、ぜひ部会でのご議論を深めていただきたいと思っております。

いずれにしましても、この表ですと、国の動きがあって都の動きがあってということで、何か東京都と国が先陣争いをしているようにも見えなくはないのですが、そういったことではなくて、都として、国としてやるべきことをきちんとやろうと、具体的なルールづくりにつなげていきたいと考えてございます。

では、続きまして資料 2 というところをごらんください。こちらには、東京都における二酸化炭素排出量の部門別の詳細なデータをおつけしてございます。こちらの方をまず前提としてご説明申し上げます。資料 2 の 1 ページでございます。

東京都全体の排出量の推移ということでありますが、最新のデータで2000年度まで取りまとめを行っております。これによりますと、東京都全体で約6,300万トンとCO₂排出量を見込んでおり、これは基準年である1990年度に比べて既に約9%増加しております。年率で1%ずつくらい伸びているという状況に歯止めがかかっていないわけであります。また、折れ線グラフにありますように、それぞれの部分で伸びております。運輸で19%、業務で17%、家庭で9%、ただ、産業部門につきましては30%減という数字が出てございます。以上が東京都全体の大きなCO₂の状況ということでございます。

裏面に2ページ、国との比較ということで、2つの円グラフをお載せしてあります。 円グラフを見ていただきますと一目瞭然で、国では全体の40%を産業部門が占めている のに対しまして、東京都において産業部門は約11%と。そのかわり、家庭部門、業務部 門、運輸部門がそれぞれ国よりも大きなウエートを占めているという、東京都の際だっ た特徴が示されてございます。特に業務部門につきましては、国ベースでは12%のシェ アに対しまして、東京都においては3割以上ということで、この辺が東京都の取組の一 つの大きなターゲットになってくるのではないかと考えております。

また、CO2の総量の比較でいいますと、東京都が6,300万トンに対して、国が12億トンと。東京都は全国の約5%を占めているわけですが、一見少なく見えます。人口で約1

0%、GDPでもやはり19%を占めている中で、都が小さく見えるのは、まさに都内で消費されている財ですとかサービスが都外で生産されている。その生産の場所で CO_2 がカウントされているために小さく見えるということで、これは東京都の責任といいますか、位置づけが小さいということではないのでは。その辺も見て都の取組を考えていく必要があると思います。また、こういった国と都で大きく部門の割合が違うことから、当然、国は産業部門中心で現在、さまざまな施策を考えていらっしゃると。一方、東京都はこの地域特性を生かして、業務部門ですとか家庭部門といった民生部門に力を入れていきたいと考えております。

続きまして、各部門の状況を簡単にご説明いたします。 3ページ、産業部門でございます。産業部門は、ほかの部門が大きく伸びるなか、唯一減少しております。この10年間で約3割減っております。これは、CO2が減ったというよりは、工場そのものがなくなったり移転したりという影響が強いかと思います。実際、工場の数がこの10年間で約2割減ってございます。そういった影響もあろうかと思いますが、それに加えて各工場における省エネもある程度進んでいるのかと類推されます。また、棒グラフの中に建設業というところがございまして、こちらの方も90年度比でいうとかなり減っていまして、4割ぐらい減っているということがあります。ただ、ここにカウントされているのは、土木工事を中心とする公共事業の工事に伴うエネルギー消費ということで、バブル崩壊後、トレンドとして減ってきているという状況ではないかと思います。

続きまして、次の4ページ、業務部門でございます。今回部会でのご議論の中で一番大きな焦点になるかと思います業務部門でございますが、この10年間で約17%、CO2排出量で伸びています。内訳を見ますと、燃料別では、電気が4分の3、ガスが2割、その他という形になっております。なぜ伸びたのかというところを探ってまいりますと、1つには東京全体の延べ床面積が伸びているということが挙げられるかと思います。それをお示ししたのが、下の棒グラフと折れ線グラフが重なったグラフでございます。これは、CO2ではなくて、エネルギー消費量と延べ床面積の伸びを一つのグラフにあらわして見ました。そうしますとぴったり重なるということで、エネルギー消費量も延べ床面積もこの10年間で約3割伸びているということが明らかになっております。当然、ビルの中でさまざまな動きがあったと思います。単にふえたということだけではなくて、個々のビルでの省エネのマイナス要因とそれぞれの企業におけるIT化のプラス要因が相まってプラスマイナスゼロという形で、延べ床とエネルギー消費量がパラレルに推移

してきたのかと考えております。

続きまして、5ページになります。延べ床面積をまず用途別に見たグラフが、上の円グラフになります。事務所系のビルが約6割、57%を占めております。シェアではその次に大きいのは学校で、約19%。それ以外はいずれも10%未満ということでございますが、このグラフからも東京における事務所ビルの位置づけが非常に大きいことがわかろうかと思います。

下に移りまして、ではそれぞれの建物用途別にどれぐらいのCO2を排出しているのかというのをお示しいたしました。当然、それぞれの用途によっての原単位というのは違ってくるわけですが、総量で言えば、断トツに事務所ビルが多い。これは、業務系で約1,900万トンのうちの約半分を事務所ビルが占めているということがこのグラフからも読み取れるかと思います。逆に、例えば学校は面積的には約2割を占めていますが、排出量でいうと非常に少ない。夜使っていないとか、夏休みがあるとか、エネルギー使用の実情がこのような排出量の差となってあらわれているのではないかと思います。

以上が、業務部門についての分析でございました。

続きまして6ページ、家庭部門です。家庭部門は、確かに業務とか運輸に比べますと割合は少ないのですが、都内の2割以上を占めているということ、またこの10年間で約9%伸びているということで、都としても家庭部門対策についても検討していきたいと思っております。家庭の場合、燃料種別で見ますと、電気が6割、ガスが3割、その他ということになっております。

この間の伸びの要因でございますが、一つは世帯数の増加、もう一つはそれぞれの世帯において家電製品の所有率が増加したこと、この2つが挙げられるのではないかなと思います。

まず、下のグラフが世帯数の増加について示したものです。世帯数全体は15%の伸びを示しておりましたが、内訳を見ますと、単身世帯、1人でお住まいの世帯が10年間で3割ふえている。急激に伸びているということです。これは、高齢化プラス若い世代の流入と、2つの要因が考えられるかと思いますが、こういった特性が、今後家庭部門対策を考える上で一つのヒントになるのではないかと思います。世帯が細分化されることにより1世帯当たりのエネルギー効率が低下して、結果としてCO2の量がふえているとも読み取れるのではないかと思います。

続きまして7ページは、2つ目の要因であります家電製品についてです。まず、図10

が家庭における家電製品の消費電力の割合を示したものであります。こちらは前回のときにお示しした温暖化阻止に関する基本方針の中にも利用していたグラフでございますが、改めて見ますと、やはりエアコン、冷蔵庫、照明器具、そしてテレビなどが電気を食っているということになります。ちなみに、この上位2機種、エアコンと冷蔵庫に関しましては、昨年の夏7・8月の2カ月でしたが、少エネ商品拡大キャンペーンというものを都が行いました。そのときにラベリング制度を導入してトライアルをしております。この辺のお話は、次回第2回目の部会におきまして家庭部門対策をご検討いただくときに再度ご説明をする機会があろうかと思います。

それから、下の折れ線グラフ、これは非常に興味深いのですが、それぞれの世帯でどれくらいの家電製品を保有しているかという率を示したものであります。これは100世帯当たりということですから、中ほどの100というラインよりも上ですと、1世帯当たり1台以上あるというグラフでございます。例えば、エアコンは既に1世帯当たり2.5台ぐらいある。しかも、この10年間で55%伸びているという状況が見てとれます。テレビも、一家に1台というよりも、既に1人1台の時代に入ってきているのかということです。また、ぐんと伸びてきているものに、下の方から右肩上がりになっているパソコンですとか、温水の洗浄便座といったものがあります。したがいまして、それぞれの家庭において家電製品がどんどんふえて、電気がたくさん使われ、CO2がふえているということが、こういったことからも読み取れるのではないかと思います。

8ページになりますが、運輸部門でございます。運輸部門は、東京都において一番大きなシェアを持っております。全体の33%を占め、かつ90年度比で19%増加しているということです。内訳的には、上の円グラフにありますように、自動車が4分の3を占めております。それ以外に航空、船舶、鉄道ということになっております。特にこの場合、自動車に焦点を当てて、なぜふえてしまったのかということを少し見てまいります。

下のグラフをごらんください。これは、都内の保有台数ということで、車種別にお示ししております。非常に対照的な傾向を示しておりますのが、小型乗用車、 で示したものが右肩下がり、一方、普通乗用車、 で示したものが右肩上がりということで、直近の我々の感覚でいいますと、小型車が売れているのかと。例えばホンダのフィットがカローラを抜きましたといった情報があるのですが、ストックで考えますとまだまだ実は普通乗用車、これは2,000cc以上のかなり大型の車を指すわけですが、例えばワンボックスカーですとか4WD車などが実はふえているという、この大型化による車単体の燃

費が下がってきている、これが一つの原因かと思います。ただ、今後小型車がシェアを伸ばしてきて、トレンドとして小型化の傾向も出てくるかもしれません。

また、運輸部門、特に自動車部門については、もう一つの要因があります。車単体の燃費と同時に、都市の燃費と言ったらおかしいのですが、東京都内でどれだけスムーズに車が動くか、いわゆる渋滞の状況もこの運輸部門、自動車部門のCO₂に大きく関係してまいります。こちらは、当然渋滞の解消、TDM、いわゆる交通需要マネジメントの各施策を確実に打って解消していかなければいけない部分と思っております。

以上が、東京都におけるCO2の排出量の現状のご説明でございました。

資料3に移ります。主な検討項目ということで、今後皆様方にぜひご議論いただきたいポイントを、かいつまんでまとめたものでございます。今私がご説明をした東京都の地域特性、CO2における地域特性をにらんで、以下の3つのポイントについて、集中的にご議論いただきたいと思います。

1点目が挑戦1ということで、「オフィスなどの大規模事業所にCO₂排出量削減を 義務化」と、この項目であります。具体的にこういうCO₂を削減するための仕組みを 考えていく上でどんなことを検討していくか、 から まで例示させていただいており ます。

例えば、対象事業所をどうやってとらえるのか。現行、都の地球温暖化対策計画書という制度では、事業所という概念で把握してございます。それ以外にも、例えばビルごととか、企業単位とか、さまざまなとらえ方があろうかと思いますが、どれが一番適切なのか、そういったご議論をぜひお願いしたいと思います。

次に、これも非常に大きな重たいテーマであります。どうやって数値目標を設定していくのか。最初に思いつくのは、総量なのか、原単位なのかという議論もあります。また、これまで努力してきたところ、積極的にCO2排出に取り組んできたところをどうやって評価して目標ラインとして定めるのか、そういった問題もあろうかと思います。ぜひ東京都としては、削減ということもあるのですが、頑張っていらっしゃる方々が社会的・経済的にきちんと評価される仕組みといったものを考えていきたいと思います。

それに関連し として、実効性の担保ということで言いますと、昨年の11月以降よく「罰則をどうするのですか、罰金ですか。」ということを聞かれるのですが、そういう飴とむちで言うとむちの議論も当然必要なのですが、それと並行して先ほど申し上げた頑張ったところをどうやって盛り立てていくか、そういった担保措置についてもぜひご

議論をいただきたいと思っております。

続きまして挑戦 2、「新築建築物に対し、より高い省エネルギー性能の達成を義務化」。こちらにつきましては、既に東京都としても制度を持っておりますが、今後、挑戦 1 との関係で省エネルギー型のビルを建設していく必要があり、挑戦 1 との連携を十分視野に入れて検討していきたいと思っております。実は、この挑戦 1 と挑戦 2 というのは表裏一体の関係にあります。でき上がったビルにおいて十分な省エネ、CO2削減をするためには、その前提として、ビル、建築物そのものの断熱性能ですとか省エネ設備といったものの充実が不可欠であります。そうしたことから、今後都市の更新時期に入る東京において省エネ型の建物をどのようにして推進していくのか、この辺の議論を深めていきたい。なお、挑戦 2 を中心にですが、冒頭事務局の方からご説明のありました調査委員の活用を考えてございます。

続きまして挑戦3、家庭部門対策につきましては、省エネ情報が確実に消費者に伝わって、消費者の側がきちんと省エネ型の製品を選んでいただく、そういう仕組みをつくっていきたい。ですから、表示の方法ですとか、説明の問題、そういったところが議論の項目になってくるのかと思っております。

以上、ざっぱくですが、今後皆様にご議論いただく検討項目を簡単にご説明いたしました。本日の部会ではぜひ、こういった都側の考え方を前提にいたしまして、委員の皆様の問題意識ですとか基本的な考え方、あるいは「いや、東京都さん、もっとこういった視点があるのではないか」ということも含めまして、活発にご議論いただきたいと考えております。

事務局の方からの資料説明を終わります。

【神野部会長】どうもありがとうございました。

ただいまご説明いただいた3つの資料につきまして、これから自由にご意見なりご質問なりをいただきたいと思いますが、資料1にございますように、これから挑戦3、つまり「消費者に省エネルギー情報が確実に伝わるしくみづくりを推進」についてということと、その次に挑戦1の「オフィスなどの大規模事業所にCO²排出量の削減を義務化」について、それから最後に挑戦2、「新築建築物に対し、より高い省エネルギー性能の達成を義務化」について、こうした私どもの部会に与えられました3つの諮問事項についてこれから検討していくわけでございます。今もご説明がありましたように、個々の具体的な内容については、今後それぞれの諮問事項について検討して、もちろんこう

いう進め方がいいかどうかということについてもご意見をいただいて構いませんが、 個々の諮問事項の具体的な内容を含むご意見よりも、今後の議論をより生産的に進めて いく上でご意見、ご議論を頂戴できればと思います。

最初に、この資料についてご質問がございましたら、どなたでも結構でございますので、いかがでございましょうか。はい、どうぞ、小早川先生。

【小早川委員】最初の資料2あたりで二酸化炭素排出量のいろいろなデータが出ていますが、二酸化炭素排出量とエネルギー消費量の2つの指標がありますが、前者の方は都内で排出されるものなのですか。都内でエネルギー消費をするために他県で発電所から煙が出るというのは、どういう位置づけになるわけですか。

【澤副参事】一番わかりやすいのは電力なので、電力で申し上げますと、都内で消費される電力に関しては都内分としてカウントされています。ただ、発電所で電気をつくるためにやっぱり電気を使っているわけですから、その辺のエネルギー転換部門については、発電所のある都道府県でカウントされるという仕組みになってございます。また、例えば運輸部門で言いますと、自動車のCO2というのはどうなのかというと、基本的には、東京都内の1年間の走行距離に単位を掛けて、それぞれ車種別のCO2の排出量の単位がございますので、原単位を掛けて全体を割り出していると、簡単に申し上げますと、そういうことで積み上げをしてございます。

【小早川委員】それでは、最初に言われたケースで言えば、都内でエネルギーを消費することによって直接排出されるものは、どこの煙突から排出されようが、ここにカウントされているということですか。

【澤副参事】はい、電気の場合はそうです。ただ、製品、自動車というものとか家電製品は、それをつくったところ、工場のある場所で使ったエネルギーとしてカウントされております。

【神野部会長】自動車の方は、下の原因を分析しているところの保有台数というのは、 東京都の登録台数ですね。走っているわけではないですね。

【澤副参事】ここにお示ししたのは登録台数ということで、走行台数、台キロということではございません。

【神野部会長】この保有台数の推移というのは、全国的にもほぼ変わらない、特に東京 に特異な傾向というわけではないと理解していいのでしょうか。

【澤副参事】そこまで詳細に分析をしておりませんが、多分全体のトレンドとしてもこ

ういった傾向があるのではないかと思います。それは再度確認いたしまして、しかるべきときにまたご説明申し上げます。

【神野部会長】どうぞ。

【坂本(雄)委員】資料3で、先ほどの質問とも関係あるのですが、挑戦1の方は CO_2 排出量削減ですね。それから、挑戦2は省エネルギー性能ですね。それから、挑戦3も省エネルギー性能ですね。省エネをやることがメーンなのか、それとも CO_2 削減が最終的なターゲットだと思うのですけれども、そのあたりは、特に火力発電所とか、それから原子力発電所、その辺の問題が絡みますので、一応ターゲットを1つに絞らないと、時々一見矛盾するような結果が得られるのです。それをちょっとご説明いただけますか。【澤副参事】私どもの最終目的は CO_2 を減らすことでございます。ただ、建物とか家庭部門における対策というときに、即 CO_2 というとなかなかご理解とか、取組方も限定されるので、建物とか家庭部門については省エネという言葉を使っておりますが、最終的に目指すのは CO_2 ということです。

【福川委員】さっきの自動車の排出量のところでちょっと気になったものですからお聞きしますが、お話を伺っていると、自動車の台数にある原単位を掛けてCO2が出ているということですが、ご説明の中で渋滞その他も実は東京都のCO2の量をふやしているのではないかというお話があったのですが、それはそのCO2の計算の中でカウントされているわけですか。

【澤副参事】私の説明が舌足らずで、ここにある保有台数に何か原単位を掛けているわけではなく、自動車の C O 2 に関しましては、走行距離に掛けてございます。その原単位の中に既に渋滞の要素が加味されていると考えてございます。

【神野部会長】あといかがでございましょう。ご意見でも構いませんので。はい、どう ぞ。

【原田委員】おくれて来ましたので、聞いていないところを質問するという上にチャレンジングなことを質問しますが、資料2で、これは書き方ですけれども、産業部門で90年度に比べて約30%も減少していると書いて、工場等数とか従業者数が20%から30%減ったと。これは、頑張ったというよりは減ってしまったということですね。要するに、「30%も減少している」と書くべきではなかろうと。混雑の問題もそうですけれども、一番簡単な話は、全部なくなれば100%なくなってしまうので、これは書き方が少しすっきりしないなと思います。

それから、6ページで世帯数の増加、世帯当たりの家電製品所有率の増加等によりふえているということで、単身世帯数がふえていると。これは非常に東京の特徴で、単身世帯は複数世帯に比べて世帯人数当たりのというか、こちらは1で、複数世帯の方は何人かいるので、人数も書かなければいけませんが、実際に二酸化炭素の排出量がこれほど違うというデータというか、そういう数値があるのでしょうか。

【澤副参事】2点ご質問のうちの第1点目、確かに「30%も」というのは少し評価が入ってしまっているところがありますので、30%減少したという事実をご説明してございます。また、製造業に関しては、棒グラフの右端に製造業は25%減と。単純に言うと、ではその5ポイントはどこにいったのかというと、もしかしたらそれは個々の工場における省エネの取組が加味されて、製造業全体で25%減とも読み取れるのかと。単純にどこかへ移転したという要素以外にも考えられるのではないかなと思います。

それから、2点目の単身世帯の複数世帯で、それぞれ原単位がどうなのかというのは、次回、2回目の家庭部門対策のときまでにデータの方をまとめてみたいと思います。ただ、これは非常に感覚的な問題で恐縮ですけれども、家電製品はこの10年間ぐらいですごく性能がよくなりましたね。冷蔵庫とかでも、10年前の2割、3割の消費電力ですと、よく宣伝でもあります。ただ、あれは各メーカーさんの一番大きな一番高い機種なのです。そうすると、単身世帯、例えば若年層が持っていらっしゃるような小さな冷蔵庫とか小さなエアコンがそれだけ省エネ性能があるかというと、多分ないと思いますので、その辺がこの世帯が細分化される中でCO2増に結びついているのかもしれません。この辺は、データに基づいて、詳細はまた分析したいと思います。

【神野部会長】先ほどの産業部門などは、寄与率は出ますか。寄与率というのは変ですが、減少してしまったのと、努力によるものと。今回じゃなくていいのですが、いずれ出る可能性のあるものなのか。

【澤副参事】その辺は担当とも相談して、どこまで出せるか、やってみたいと思います。【神野部会長】あと、いかがですか。はい、どうぞ。

【西堤委員】意見なのですが、1ページのグラフなのですが、業務部門とか家庭部門の年度ごとの動きを見ますと、確かに90年度と2000年度を比べますと、傾向としてはふえているのですが、これは結構減ったりしておりますね。先ほどのご説明を伺っていると、何となく要因分析としてはトレンドのことをおっしゃったような気がするのです。こういう減っている時期、この辺の分析をもうちょっとやっていただくと、ひょっとしたら

何かこれからのヒントがつかめるのではないかなという気がするので、その辺はいかがですか。

【澤副参事】実は、我々もこのグラフを見て変だなと思ったのです。例えば、合計のトレンドを見ても、1993年ががくっと減って、1996年にかけてまた減っている。幾つか要因はあると思うのですが、単純明解に言うと、この2つの年は冷夏だったのです。冷夏がこんなに効くのかという話もありますが、実は1993年を見ますと、1年間で冷房をつける日というのですか、これが猛暑の年に比べますと半分以下なのです。これは家庭だけではなく、オフィスビルとかさまざまなところで冷房をどれだけ使ったかということに大きく気候が影響している、その辺が出ているのかと思います。

【神野部会長】これは大体そういう気候変動で説明できるような感じですね。

【澤副参事】ええ、この2つの93年と96年は多分そうじゃないかと思います。当然、景 気全体の動向とか。

【神野部会長】景気も落ち込んでいるところですね、93年は。

【澤副参事】はい。その辺もあると思います。

【神野部会長】はい、どうぞ。

【初鹿委員】今のお話ですが、ご家庭における熱需要のうち、冷房需要は2%ぐらいしかないのです。暖房需要、給湯需要が非常に多くて、両者で半分以上を占めるというのが実態でございます。そういう意味で冷夏であったことは事実でございますが、それがこれだけ寄与しているかとなると、なかなか説明しづらいのではなかろうかと思います。

先ほどどういうインセンティブを与えていったらいいか、あるいは産業部門でも、どちらの貢献が大きいのかという議論がありますが、東京都における実態をつまびらかに分析していただくことが、今後の方策を生み出す大きなポイントではないかと思っております。

【神野部会長】ありがとうございます。

冷夏だと、家庭部門もかなり落ち込んでいますが、業務の落ち込みがかなり効いていますね。だから、今後議論していくまでで結構ですが、不可能かもしれませんけれども、できれば要因分析が可能であれば、努力していただければと思います。

【澤副参事】わかりました。再度中身を見直しまして、どの辺が減少要因だったのか、 トライしてみたいと思います。

【神野部会長】では、伊藤委員、どうぞ。

【伊藤委員】意見なのですが、家庭においても、オフィスにおいてでも、冷房、暖房にしても、人が使うものだと思います。この中では、飴とむちですとか、いろいろな制度ですとか、表示説明をするとあるのですが、人に訴えかけるというのが少ないようです。今СО2削減が本当にすぐにでもしなくてはいけない危機的な状況だ、もう温暖化は始まっているのだということが、まだまだ一般の生活者にとっては、先の話だと思われがちだと思うのです。もう本当に来ているのだということをもっと心に訴えかけるような何かが欲しいなと。制度で押しつけるだけではなくて、日ごろの生活にも訴えかけるようなものが欲しいと思います。例えば挑戦3についても、新規購入時に説明されるということが検討の要点、視点になっているのですけれども、購入時だけではなくて、ふだんの生活の中でもそういう省エネを心がけるような対策をもう少し積極的に考えていければいいなと思います。

【神野部会長】今のご意見は、いずれにしても検討項目の中に少し加えるべきかもしれません。そういう意味では、飴とむち以外に意識を高めていくようなものが何かあると。 何か事務局の方でお考えはございますか。

【澤副参事】伊藤委員のご指摘は非常に痛いところがありまして、CO2に、例えば黄色い色がついていて、ペットボトルに入ればいいなというのは、事務局はずっと思いとしてありました。やはり、訴えかける力として、ディーゼルの排ガスのようなものがないのです。普通に生活していて別に困らないし、何が問題だかわからない。ではこれをどうやって説明するか。だからといって、国のように一緒にテレビを見ましょうとか、おふろは続けて入りましょうということだけやっていていいのかというのが我々の問題意識の原点にございまして、皆さんが何か無理をするとか、生活レベルを下げる以外にも、きちんとやればCO2を下げられる方策があるのではないかということもあわせて考えていきたいと。ただ、おっしゃるとおり、普及・啓発活動は欠かせない部分だと思います。

【神野部会長】いずれにしても、別に前向きにとらえていただければいいかと思いますので。

【澤副参事】はい。次回、2回目の部会の家庭部門のときに、単にラベルに限定しないで、少し広目に東京都の取組について、こちらからもお示ししたいと思いますし、ご意見も賜りたいと思います。

【神野部会長】このまま行くとタイタニックが氷山にぶつかるぞというとき、氷山が見

えないときにはなかなかエンジンをとめるというのは言いにくいものですから、何らかの形で仕組みが必要かもしれませんので。

小早川委員、どうぞ。

【小早川委員】最初に質問した関係でまた質問の追加で。例えば6ページの家庭部門で、こだわるようですが、二酸化炭素排出量については、電力は約15%増加、エネルギー消費量については、電力は約30%増加と書いてありますね。この数字は一体何を意味するのかということなのです。東京で同じ電力を消費したにしても、それが、例えば福島原発でつくっているのか、大井火力でつくっているのか、それによって排出量は違ってくるわけです。その辺のこともこれとどう関係があるのか、それとも関係ないのか、その辺もしつこくてすみませんが、もう一度。

【澤副参事】資料2の6ページの今ご指摘があったのは、家庭部門の上の方です。矢印が2つついている部分がございます。ガスは CO_2 の排出量とエネルギー消費量の伸びが同じなのに、何で電気はこんなに差があるのかと。これは、東京都の場合、国が使っている排出係数ではなくて、東京電力さんの排出係数というものを使っています。したがいまして、東京電力さんの電気をつくる中身は44%が原子力ですので、 CO_2 換算しますと、そこで低くカウントされるようになっております。したがって、エネルギーはふえていても、 CO_2 に換算するとそれほどふえていないように見えるという仕組みも一方ではございます。その影響でここにありますような数字が出てきているということです。

【神野部会長】はい、どうぞ。では、こちらからお願いします。

【石福委員】今の電力の原単位は非常に悩ましいところで、これからも何か難しい問題になると思うのですけれども、似たようなことでございますが、例えば挑戦2で、新築建物でより省エネルギー性を高める。そうすると、これはランニングにおけるCO2削減に対して、性能の高い建物をつくるためには、断熱材をいっぱい使うとか、生産段階における排出量が多くなると思うのです。その辺までお考えになるのか、それともこれはもうそこまでさかのぼることはない議論にしたいというのでしょうか。

【澤副参事】非常に難しい問題だと思います。当然、トータルに考えますと、全体のライフサイクルコスト上CO₂がどうなのかということを考える必要があると思います。 当然、家電製品だってそうだと思うのですが、そこまでできるかどうかというのはありますが、できればその辺のことも検討しつつ、ハードの面ででき上がった建物がどれく らいの省エネ性能を持つべきか。その辺に焦点を当てたご議論も必要かと思います。

【石福委員】これは、最近そういうライフサイクルCO₂などという定義がございまして、だからそこまで踏み込んでいくと話が非常に厄介なので、私は何かむしろばっさり割り切った方が、電力なども、昼の電気と夜の電気でCO₂の発生量が違うとか、なかなか話が複雑になり過ぎるのではないかと思いますね。

【神野部会長】今の点はいかがですか。当面、今後少し検討していく議論の中で、何か ご意見があれば。

【澤副参事】事務局の本音としましては、今回、きちんとした制度をしっかりつくりたいと。そのためには、議論をある1点なりに集中していきたいと思っております。当然、周辺で検討すべき項目というのはたくさんあると思うのですが、できるだけ簡潔にしていきたいと思います。

【神野部会長】大塚委員、お願いいたします。

【大塚委員】運輸の関係でちょっとお伺いしておきたいのですが、資料 2 の 8 ページですが、運輸部門は19%増加しているのですけれども、この中で乗用車と貨物の関係、あるいは運輸自体、家庭での運輸というか、通勤等に使われる場合と、それから実際に産業関係で運輸を使っている場合とがあるわけですが、どういう分け方をするかという問題もありますが、その分類をできたらしていただきたいということでございます。下の方に表があるように、保有台数が貨物は減っているのですけれども、これが C O_2 O 排出量の削減につながっているかということに関しては、私の認識だと必ずしもそうではないと思っているのですが、その辺はいかがかということをできれば調査していただきたいということです。

それとの関係で少し申し上げておきますと、今回の調整の中には、オフィスなどの大規模事業所というのと、それから新築建築物というのがあるのですが、貨物関係の運輸の削減ということは余り出てきていなくて、これは分け方の問題等々ありますので一概に言えないのですが、運輸部門が19%増加しているということを考えると、この点を落とすのはいかがなものかという感じもしないでもないものですから、そこがどうなのかということです。

ついでに申し上げておくと、全くの家庭用の車に関して都が対応して何か規制をした りするのはかなり難しいと直感的には思いますが、貨物等であれば、低公害車の導入等々 を含めて、 CO2対策をとっていただくことは不可能じゃないという感じがいたします ので、その点も含めて、8ページの方でその分類をしていただけると大変ありがたいのではないかというのが私の意見です。

【神野部会長】それは可能でしょうかね。業務用とそうじゃない、緑と白は簡単ですけれども、保有は、法人保有と個人保有と分けても、個人保有だから必ずしもとなっていないので、なかなか難しいかと思います。ちょっと、できるようであればやっていただければと思うのですが。

【澤副参事】ここでいう貨物と乗用というのは、まさに物を運ぶことをなりわいとしている部分は貨物なのですが、乗用車の中には営業用に使っている車といわゆるマイカーというのが混在しており、その分けができるかどうかはちょっと検討したいと思います。 データ上、きちんと分かれたデータがなかなかないというのが現状かと思います。

【神野部会長】車検の使用者で見ないとだめですから、保有者で見てしまうと、ローンなどの場合には所有権を結構企業がしているので、ちょっと難しいかもしれないのですが、ちょっと挑戦していただいて、できるかどうかは後で。

【澤副参事】検討します。それと、大塚委員の方から出ました家庭部門のマイカー規制はなかなか難しいけれども、貨物あるいはもう少し広くすると営業用の車みたいなところに網はかけられないかというお話がありましたが、これは資料3の方にもかかわってきます。資料3をもう一度ごらんいただきたいのですが、資料3の挑戦1の検討項目のというところに「削減量の把握(算定)方法」とあります。これは、直接的にはどう算定してどう認定するかという問題があるということもあるのですが、括弧書きの中に(削減量を把握する事業活動の範囲の考え方等)という文言がございまして、これに移動体を含めるかどうかというのが一つあると思います。現行の東京都が持っております地球温暖化対策計画書では、この移動体も含めて自主的な取組を報告していただいているというところがございます。ただ、これを入れる、入れないでまた制度上複雑になったりしますので、一概に入れるのがいいかどうかというのは、私どもも検討したいと思いますし、ご議論いただければと思います。

【神野部会長】松本委員、どうぞ。

【松本委員】これは今後の資料のお願いなのですが、挑戦1のオフィスなどの大規模事業所に関して、私は例えばこういう業務用ビルの専門家でもないし、法的にも専門家ではないものですから、検討するときに、例えばテナントビルと、そのテナントビルではないところの違い、テナントビルであることの問題点というか、やりにくさというのは

たくさんあると思うのですが、技術的な問題と法的な問題などを整理した資料をいただきたいと思います。それからもう一つは、この大規模事業所のさらに詳しい業種別の情報、例えばどういう事業所なのか、種類別でエネルギー消費量や省エネ努力の大きな差が見られるのかどうか、床面積の増加傾向が一番高いのはどういう業種なのかなどを知りたいと思います。

もう一つが、二酸化炭素がふえている原因について、もちろん、先ほど床面積とおっしゃいましたけれども、どういった点が一番問題で、東京都としては現段階で報告を受けて、どの部分がさらに省エネが大きく可能だと考えていらっしゃるのかというのを、ある程度の参考として出していただけたらと思います。それから、省エネ努力がきいているところときいていないところでは何が違うのかといった情報もぜひお願いしたいと思います。できましたら、早めにそういったデータだけでも教えていただければ助かります。

【神野部会長】いかがでしょうか。

【澤副参事】今の段階でお答えできる範囲にとどまってしまうのですが、まず1点目のテナントビルに関しましては、いろいろ我々も模索をしております。例えば、現行の東京都の制度で、地球温暖化対策計画書というのがございます。1回目の審議会で概略をご説明いたしましたが、これは自主的な取組ということで、実はテナントビルであってもビル全体で計画書を出していただいているのです。当然、ある企業が本社ビルを1つ持っていれば非常にシンプルでわかりやすいのですが、都内ではいろいろな会社、いろいろな業態が入っているビルがほとんどだと思います。そういったところに対して、自主的な取組の場合、責任の所在ということをある意味きちんと問わないということを前提に、ビル全体から出していただいております。一方、後ほど少し詳細にその説明をしたいと思いますが、国の省エネ法ではテナントビルは共用部分だけしか見ていないというように、いろいろ問題がございます。それを今後どうするかというのが一つあります。

それから、2点目以降、大規模事業所の実態、どんな努力をしているのか、どういったところがどのように排出しているのか。この辺は、現行制度のデータの取りまとめを現在しておりますので、何回目かの部会でお示しできると思います。また、どこがどんな省エネをやっていて、どの辺が可能なのかということにつきましても、私どもの方で実態の把握に努めております。より多くの具体例を収集して、それを制度に生かしていきたいと思っていますので、こちらの方も、年度を越えてしまいますが、まとめたもの

をお示ししていきたいと思います。

それで、ちょうどテナントビルのお話が出まして、実は参考資料で若干それに関連する資料をおつけしてございますので、ぜひそのご説明をと思います。参考資料の5になります。これを評価部からご説明いたします。

【佐野環境配慮推進担当課長】環境配慮推進担当課長の佐野でございます。私どものセクションは、地球温暖化対策計画書制度と、それから12月25日の会議でもう一つの制度、建築物環境計画書制度を説明いたしましたが、この2つの制度を実際に運用しているセクションです。それで、参考資料5をこれから説明いたしますが、その前に参考資料3をごらんください。この資料につきましては12月の審議会のときにご説明いたしましたので繰り返しませんが、この制度について、国の省エネ法ですとか、環境省が所管する地球温暖化対策推進法と比べてみると、どのようなところに違いがあって特徴があるのかといったことを説明したいということでございます。

それでは、参考資料5をもう一度ごらんください。今見ていただきました参考資料3の制度が一番左側の縦列に書いてございます。この環境確保条例に基づく地球温暖化対策計画書制度と、それから地球温暖化対策推進法、それから省エネ法、この3つの法律に若干似通ったり、またはちょっと違ったりという制度がございますので、それぞれを対比して見ていくということになります。

最初に国の動きということで、関係する法律が改正されたということが出ていましたが、この右側の2つの法律はどちらも平成14年6月に改正されまして、地球温暖化対策推進法は即日施行と、省エネ法については今年の4月1日施行ということで準備が進んでいるということでございます。

まず目標ですが、私どもの条例の制度、一番左ですが、これは地球温暖化の防止のために温室効果ガスをどう削減するかということを目標に置いております。これは、2つ目の地球温暖化対策推進法とも同じです。それに対して省エネ法では、これは昭和54年にできた法律なのですが、資源のない日本の国でいかに省エネルギーに励んでエネルギー資源を有効利用していくのかといった趣旨の法律ですので、省エネルギーというところに一番の目的を置いているわけです。

それぞれの対象ですが、一番左側の私どもの条例は、規模要件を 、 と置いていますが、まずこの規模要件を見ていきたいと思います。この燃料、熱の使用量、電気の使用量は、省エネ法の第2種の規模要件と全く同じ線引きを採用しています。同じところ

は青色で書いてありますので、一番右側に飛びますが、このようになっています。省エネ法につきましては、第1種エネルギー管理指定工場と第2種エネルギー管理指定工場という制度になっておりまして、それぞれ、第2種の方は東京都と同じなのですが、第1種の方はさらに大規模、ちょうど第2種の倍の規模の大規模事業所を対象にしております。

この資料につきましては、改正部分について下に波線でアンダーラインが引いてあります。対象事業所について、まず省エネ法の関係なのですが、大規模事業所というのは、これまで改正されるまでは製造業等5業種ということで、製造業、鉱業、電気、ガス、熱の供給業といった、かなり主だったといいますか、大きな産業系の業種のみに限定した対象でこの規模要件でやっておりましたが、今回の改正で、今年の4月1日からは業種の撤廃がございまして、すべての、例えばオフィスビルですとかデパート、ホテルといったものを含んだ全業種ということになりました。ここには国とか地方公共団体も含んでおります。第2種につきましても、これはすべての業種の事業所ということで、公共のところも含んで、こういった規模要件になっています。この第2種のエネルギー管理指定工場の規模の線引きをそのまま私どもの条例ではもらいまして対象にしているわけです。

一つの特徴としては、括弧内に書いてありますが、国と地方公共団体は除いています。 これはずるいじゃないかということではなくて、国と地方公共団体はそのすぐ右側にご ざいます地球温暖化対策推進法でもともと計画の義務づけがあったので、二重の義務化 を排するということで、国及び地方公共団体は国の地球温暖化対策推進法に譲ったとい うことでございます。

ところが、同じ線引きをしたけれども、ここに一つ東京都の考え方からくる特徴がございます。どういう対象のエネルギー範囲を拾うのか。ここにつきましては赤字で書いてありますが、輸送機関、自動車、鉄道車両、船舶、航空機等、そういった燃料使用量もエネルギーの範囲に算定してくださいと、これが一つの特徴です。これは、一番右の省エネ法ではこの算定はしないことになっています。省エネ法としては、事業所の敷地内で、例えばフォークリフトが動いているといったものは算定しますが、敷地を出てしまうような自動車等は算定には入れないということです。

もう一つの際立った特徴は、テナントビルの取扱いです。テナントビルはビル全体で とらえる。これは、東京都では業務ビルのウエートがエネルギー使用実態から非常に高 く、テナントビルの比率も非常に高い。そういったことで、広く網をかけるという考え 方で、このような運用をしております。

これに対しまして右側の省エネ法ですが、賃貸ビルは、管理権限の問題から、一般に 共用部分のみでとらえている。これは、管理権限や使用量の特定ができるという限定の 中でエネルギーをとらえてよい、ということですので、一般的にはテナントのエネルギ ー消費量は除かれて算定されます。ビルの所有者の使用量、それからエレベーターとか エントランスの照明だとか、そういった共用部分の使用量についてエネルギーの計算を して、対象になるかならないかといった算定をするために、実際上、ほとんどテナント ビルは除かれてしまう。それが実態になっております。

それから、真ん中の地球温暖化対策推進法を見ていただきたいのですが、環境省が所管するこの法律は、国と地方公共団体は義務づけになっていますが、民間事業者は任意 ということで、単なる努力義務ということになっています。

次に、上から3つ目の段落ですが、どういったことが義務化されているのかということですが、まず左側、私どもの条例では、3年間の計画期間の地球温暖化対策計画書を提出する義務づけ、それから3年たったときに対策結果の報告書も提出の義務づけといった中身がございます。

それに対しまして、地球温暖化対策推進法では、国・地方公共団体は5カ年の計画期間の実行計画を策定する義務づけがございます。ただし、どこにも提出する必要はなく、 策定の義務づけになっています。民間事業所については全く任意ということです。

今度は右側の省エネ法ですが、まず大きな方の規模の第1種の指定工場ですが、ここでは3年から5年間にわたる中長期計画書を提出する義務があります。しかも、これはローリングによって毎年提出するということになっています。それから、エネルギー使用量等の定期報告書は毎年提出する義務があります。さらに、計画書をつくる上での話ですが、エネルギー管理者またはエネルギー管理員の選任・届出義務があります。これはちょっと波線を外してください。文言的な改正はあるのですが、実質的な中身は全く変わっておらず、以前からエネルギー管理者の選任・届出義務というのがございますので、一応これは除いてください。

それに対して、第2種のエネルギー管理指定工場ですが、特に計画をつくるということはなく、エネルギー使用量等の定期報告書の提出義務というのが毎年課されております。これが今回の法律の改正前は、記録義務ということで特に提出する必要はなかった

ものですが、今年の4月からは、エネルギー使用量等の定期報告書の提出が義務化されます。これは第1種も第2種も同じ様式を使うということになっているようです。それから、第2種はエネルギー管理員の選任・届出義務というのが前からございます。

それでは、その計画書の中身はどのようになっているかということをもう少し細かくみますと、まず一番左側の私どもの条例ですが、この条例の制度は、地球温暖化防止ということにつながる事業活動すべてを対象にする。ですから、省エネ対策、それから自動車等の対策、工場の場合には製造工程の対策、フロンを使っている場合にはフロン等の排出抑制、それから廃棄物を自前で処理している場合にはそういった抑制など、事業活動全般に網をかけています。それから、これは任意ですが、間接的にCO2を出す水とかごみとかに対しても、係数を定めまして排出量の算定と対策の計画といったことをすることができる。目標の数値についてはそれぞれ事業者が自主的に設定するという中身になっています。

それに対して地球温暖化対策推進法の国・地方公共団体の計画ですが、これにつきましても事業活動全般を対象にしている。ただし、水や廃棄物に関しては、対策はとってもいいのですが、算定については入れませんよ、と排出係数を定めていないということです。それから、目標に関しても東京都と同じで、数値を自主的に設定する。特に目安は定めていないということです。

これに対しまして省エネ法は、省エネルギー対策が目的ですので、計画の中身は、対象となる区分の燃料・熱または電気のうち、該当するエネルギーのみに関して省エネルギー対策を立てなさいと。ですから、ある工場が電気で指定工場になった場合は、電気に関してのみ省エネ対策の計画を立てる。燃料・熱で該当すれば、その区分に関してのみ省エネ対策の計画を立てるということです。同じく定期報告についても、該当するエネルギーに関して実施状況等を報告いたします。それから、省エネ法は一つ目標の目安をつくっておりまして、努力目標として、エネルギー消費原単位を年平均で1%以上削減するということを、判断基準ということで示しています。

次の公表の部分ですが、私どもの制度は、事業者が自ら公表するということを義務づけています。それに対して省エネ法では、事業者には公表に関する義務づけという規定は全くありません。真ん中の国・地方公共団体については、計画を提出する必要はないけれども、公表する義務づけがあるということです。

最後に罰則については、東京都の場合は勧告・公表ですが、省エネ法については30万

円とか100万円とかになっていますが、罰金になっている。このような国の改正の内容、 それから条例との関係になっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【神野部会長】どうもありがとうございました。

ほかにも今後事務局の方からさまざまな資料を個々の論点についてお出しいただくか と思いますけれども、こういう資料があればといったご要望があれば、お出しいただけ ればと思います。

それでは、どうぞ。

【福川委員】これは2000年の排出量ということでデータを出していただいておりますが、この排出量のデータというのは、例えば2000年度のものが何年後に出てくるということで、どのぐらいのペースで出てくるのかということをお伺いしたいと思いました。と申しますのは、一つは特に業務ビルのことを今議論することになっているわけですが、ご存じのように2003年問題とかいって大量のビルがどんどんできてくるわけですが、そういったことが、例えば今年度続けるこの議論の中で、ちゃんと資料として我々が検討の対象にできるのかどうかといったあたりをちょっと心配しまして、お伺いする次第です。【澤副参事】今回お示しした2000年度のデータが最新のデータであります。これは東京都の場合、既存のさまざまな統計資料をもとに積み上げておりますので、どうしても1年、2年のタイムラグが出てしまいます。現在、今年度の集計が2000年度ということでございます。ただ、国の方は、どちらかというと国全体の供給量からバーンとつかみますから、都よりも少し早目に出せるのですが、東京都の場合には、東京都にそれを置きかえて積み上げ方式でやっている関係で、2年ほどの間があいてしまうという状況です。

【神野部会長】よろしいですか。タイムラグの問題があると。

【福川委員】ある程度予測みたいなことは可能なのですね、多少は。

【神野部会長】推計を出して。

【澤副参事】推計につきましては、既に前回簡単なものはこの基本方針の中にお出ししてございまして、実態把握とともに推計の方も鋭意やってございますので、その辺の取りまとめができましたら、またお示しする機会があると思います。

【神野部会長】では、先に。

【石福委員】先ほど参考資料5で法令の比較を大変わかりやすく説明していただきましてありがたかったのですが、ここで対象なのですけれども、省エネルギー法ではテナン

トビル、事業所ごとというので、大規模ビルが対象にならなかったわけで、例えば霞が 関ビルのような巨大なビルも対象にならなかったのではないかと思うのです。それで、 ぜひ東京都における賃貸ビルがどのくらい今度の新しい改正で対象になってくるかの調 査をしていただけるとありがたいと思います。

【神野部会長】それは、今後の議論の過程でご用意していただくことは可能でございますか。

【佐野環境配慮推進担当課長】可能かどうかを含めまして、検討いたします。

【神野部会長】では原委員。

【原委員】これはちょっと議論以前の問題かもしれませんが、4ページのエネルギー消費量と床面積のグラフを眺めていて、私は丸ビルの殷賑をきわめた大繁盛ぶりを今思い浮かべていたのですが、ご承知のように、多分三菱地所はもともと丸の内再開発計画であの手のビルを60棟つくろうという原案があるわけです。そういう巨大なビルが一方でどんどんできていく。しかも、多分このことは東京都の行政に関連して言うと、容積率の改編につながってくるのではないか。多分あそこは1000%です。八重洲側は800だと思いますけれども、到底そうとは思えない2000%の可否が問われるような状況が一方で進んでいく。しかも、エネルギーの転換とか技術というものは、それに比べるとなかなか見当がつきがたい。そういう大枠で、この議論というものが一種のエンド・オブ・パイプ・テクノロジーではなくて、エンド・オブ・パイプ・ポリシーみたいなものになりはしないか。つまり言いたいことは、東京都の行政の総合性というものを環境政策にどのように反映していくのか。余りきれいに問題が整とんされ過ぎているのではないかという疑問を持ったのですが、そのあたりはいかがなものでしょうか。

【神野部会長】他部局との政策的な関連の問題はいかがでしょうか。

【澤副参事】このグラフが未来永劫右肩上がりとは考えておりませんし、今行われている都市再生が、イコールCO2という観点からすればふえる要因であることは確かだと思います。ただ、新丸の内ビルも含めまして、現在完成している最新鋭のビルというのは、そのビル自体が同じ規模の既存のビルよりも3割ぐらいエネルギー使用量などもぐっと減らしたビルが既に建ち始めているということを考えますと、その辺の取組を強化することによって都市再生と環境を両立させていく道もあるのかと考えます。

【原委員】なかなか苦しいご答弁かと。もう一つ、これはご承知かもしれませんが、国連ビルのところに例のNGOと環境庁がつくりました地球温暖化組織の全国組織センタ

ーがありまして、私、実は議長をしております。それで、この挑戦3の部分についてはもう2年ほどここで相当お金を使いまして調査をしておりまして、ぜひこういうものを議論するときは、アクターが随分最近は変わってきておりますので、あそこは全部企業も労働組合も消費者もいろいろな方が入ってつくっておりますので、こういうものを議論するときの、だれが一体ステーク・ホルダーなのか、アクターなのかということは、事前によくお考えになった方がいいのではないかと。オン・ザ・シェルフで幾らでもいろいろな情報があるのですけれども、ある意思がありませんとその情報が生きてこないということが現実だと思いますので、ぜひそういったことも前提としてお考えになっておいたらいいと思います。これは意見でございます。

【神野部会長】よろしいですか。

【澤副参事】特に家庭部門対策を検討するときに、単純に行政側から何かしろということではなくて、今お話にあったように、NPO、NGOの方々の取組ですとか、まさにそういった方々のお知恵も拝借しながら、あるいは具体的に物事を進めていくときには、ご協力も得ながら、仕組みをつくっていきたいと思っております。

【神野部会長】はい、どうぞ。

【坂本(雄)委員】都市再生の話題が出たので、関連で意見を言いたいのですが、資料3の挑戦2の方には、新築建築物だけを対象にしているような書きっぷりでございますけれども、実効を求めるのだったら莫大なストックの既設の建築物に対しても有効なそういう対策が必要なのであって、エスコ事業などはご存じだと思いますが、ああいう古い設備を使っていますと非常にエネルギー効率が悪くて、それが絶対数で言うと半分以上を占めていますから、ここには新築建築物だけではなくて既設建築物に対しても何か誘導するような文言が必要でないかと考えます。

【神野部会長】これは挑戦1との。

【坂本(雄)委員】挑戦1とも関連すると思いますが、既設のものに対しては1でもやるとなっていれば、それはそれで読めると思いますけれども、2をやる必要はないと思いますが。

【神野部会長】では、いずれにしても事務局で答えていただいて。

【澤副参事】まさにおっしゃるとおりでございまして、1と2は表裏一体の関係にありますと私が申し上げたのはそのことで、確かに挑戦2は、今は新築の建築物に限定されておりますが、挑戦1の方で、当然運用面での省エネというのもあると思うのですが、

エスコ事業等を活用して、ビルそのものを省エネ改修するとか、その辺も当然視野に入れてございます。

【神野部会長】よろしいですか。では、大塚委員。

【大塚委員】環境確保条例の計画書等の内容のところに関してちょっと質問させていただきたいのですが、目標の数値は自主的に設定ということになっているのですが、この自主的に設定したものは、既に実施されているから出ていると思いますが、これはほとんど原単位目標だと考えてよろしいのでしょうかというのが1点と、もう1点は、この設定に関しては完全に自主なのでしょうか、それともある程度の行政指導とかはされているのでしょうかということをお伺いしたいのですが。これは、結局ある種の交渉がここに入っていれば、諸外国でやっている協定と似たような制度と考えることもできなくはないので、あるいは今後の挑戦1との関係でスムーズにいくかどうかといった問題もございますので、ちょっとお伺いしたいということでございます。

【佐野環境配慮推進担当課長】今の2点のご質問ですが、最初の原単位で決められているかどうかという話なのですが、この前、中間のまとめについてご報告したときの資料にもあるのですが、総量で決めているところがかなりあったと。これは非常に私どもも意外な結果でした。それで、そういった数については、またこの議論のときに最終のまとめを行った段階でご報告できると思います。

それから2点目ですが、目標について一定の誘導をしているかといったことですが、今回は全くしておりません。枠組みだけを決めて、目標の定め方だけを決めて、あと中身は自由に決めてくださいと。ただし、2010年の長期目標については、東京都は1990年対比で6%という目標を持っていますが、できるだけ2010年の目標も定めてくださいといったことは記載しておりまして、長期目標は、定めている比率はそう高くはないのですが、案外とそれを意識した形で決めているところもあったようです。

【神野部会長】初鹿委員、どうぞ。

【初鹿委員】先ほど、CO2排出量のうち業務用では74%、家庭用では60%が電力に由来しているというご説明がありました。非常に大きなウエートを占めている。かつ、90年より原単位を下げたことによって都内の電力使用による排出量が減ってきているという実態がございます。昨今、当社の原子力発電所にかかわる不祥事がございまして、皆様に大変ご迷惑をかけております。現在17基ある原子力のうち、検査のために本日1台とめまして、合計12台停止しております。残る5基でございますが、これも順次とめて

点検せざるを得ないという状況でございます。需給は極めて逼迫しており、皆さんに節電のお願いもしているところでございます。

先ほど2000年実績で原子力の全発電量に占める比率は44%とご説明がありましたが、 先週の金曜日の状況を見ますと、原子力の停止により実績として15%ぐらいしか原子力 のウエートがございません。電力は、業界というよりはライフラインでございますが、 環境問題、CO₂問題だけではなくて、セキュリティーあるいはエネルギー経済性にも、 いろいろな意味で関連が深いわけでございます。そういう意味で、東京都という行政区 分と、我々の電力、ライフラインの供給とどのようにつなげていったらいいか、これは ぜひ各委員にもお考えいただきながら議論を進めていただきたいと思います。

端的に申し上げますと、東京都における電力の自給率、東京都内にある発電所の規模でございますが、10%を切っております。すなわち、90%以上は他の県からきているということでございます。そこでエネルギー使用量あるいはCO2の削減量を一工場だけとらえて見ることがどういう意味を持つのか。今のような需給逼迫の中で、都内にございます火力発電所を節減する、あるいはエネルギーをセーブするということは、供給制約そのものにもつながりかねないというセキュリティーの問題が一方であります。加えまして、福島、新潟あるいはあちこちに点在しております火力、水力発電所を含めて、電力系統全体として効率よく運用しようという、ネットワーク全体での効率性を求めた運用をしているなかで、行政区分でものをとらえることの意味をお考えいただきながら議論を進めていただきたいと思っております。

例えば東京都内に今建設中あるいは一部運転開始しております品川火力は、世界最新鋭の設備で熱効率50%でございます。これを何らかの形でエネルギーセーブするということは、他県のこれより効率の悪い発電所で電気を生産しなければならない。日本全体としての排出量はふえてしまう可能性があるということです。加えまして、長距離送電をすれば、送電ロスもふえる。その分がトータルとしてのエネルギーロスにもつながる。そういう課題を抱えながら取り組んでいかなければいけない問題であろうと思っております。

それからタイムスケールの点でございますが、持続可能な発展に向けた対策をしていこうという事務局のご説明がございました。まことに、温暖化問題というのは非常にロングランの問題であります。そういう意味で、息切れのしない対策をしていかなければいけない。私どもは、温暖化対策の重要性あるいは必要性について、否定する立場では

全くございません。省エネルギーを行い効率のいい社会を築き上げていくことについて、一緒に取り組んでいきたいという立場でございます。対策としては、持続性のある息切れのしない対策を講じていくことが肝要ではないかと感じている次第でございます。そういう意味で、先ほど来いろいろデータの件もございますが、何にあっても報告・届出もなされておりますので、実態をよく分析していただいて、それに基づく対応策を考えていくことが何より大切ではないかと考えております。大変難しい課題を問題提起いたしましたが、そういう点が内在しているということを念頭に置いて、ご審議を進めていただきたいと思います。

以上でございます。

【神野部会長】どうもありがとうございました。次回以降本格的に審議させていただくときに参考にさせていただければと思います。

ほかにございますか。はい、どうぞ。

【原田委員】挑戦1というのが、地球温暖化対策計画書制度の強化によって、一定規模以上の事業所に対して数値目標を定めた排出削減義務の導入等を検討していくということなので、この地球温暖化対策計画書制度そのものについてもう少し、少なくとも私は情報が欲しいと。特に、先ほどはこの参考資料5を丁寧にご説明いただいたのですが、これは横並びでないところというか、エネルギー管理者又はエネルギー……、要するにはっきり計算し計画を立てる責任者を選んでやりなさいというところは、今のところはないと。これはいいですね。その中で計画書を立てなさいということで、温室効果ガスの排出状況をそれぞれが報告すると。その報告なるものはそれぞれ勝手にやっているのか、ある方式があって、それに基づいてやっているのか。ある方式があって基づいてやっているものは、東京都さんが持っているマクロなCO₂の計算などをするものと整合しているのか。その辺、いますぐに説明はなくてもいいのですが、そういう関連の資料をぜひ一式いただきたいと思います。

【神野部会長】簡単にお答えできるものであればお答えいただきたいと思いますが、も しも非常に資料が必要であれば、また次回以降と。

【佐野環境配慮推進担当課長】基本的には、次回なり議論のときに、もう少し制度に踏み込んだ資料を用意したいと思います。きょうは時間も余りないようですので、そういうことでよろしくお願いします。

【神野部会長】はい、どうぞ。

【澤副参事】今のことに関連して一言だけ。ここでご議論いただきたいのは、オフィス等の大規模事業所における削減をどうやってやるかということです。説明の中では既存の制度のご説明をしているのですけれども、今の計画書制度をそのまま強化するとか、その先に我々の求めている仕組みがあるかどうかというのは、これはもう議論次第だと思うのです。我々としては、ほかの可能性も当然探っていきますし、今、佐野の方から説明があったように、自主的な取組だからこそできるさまざまな要因を今の既存制度は持っています。それを義務化とか数値目標というときにどのようにその辺をこなしていけるのかということでいうと、最終形として今の制度とは全く別のものができても、それはいいのだと思います。その辺を、余り今の制度がすべて先にありきでご議論いただかなくてもいいと思います。当然、議論の一つの素材にはなってくると考えております。ちょっとねじれた言い方で申しわけないのですが、そのように考えています。

【神野部会長】はい。

【森田委員】もう時間がないようですので、その主な検討項目、資料3についての基本的な方向についてのコメントを述べさせていただきたいと思います。

ここに書かれております基本的な項目については、私はかなりしっかりした組み立て 方がしてあると思うのですが、この検討する前提として3つぐらいご配慮いただきたい と思うのです。

1つは、今までの意見でもあるように、この温暖化対策というのは、非常にいろいるな世界レベルあるいは日本のほかの地域との複雑な関係がある中で検討していかなければいけない。ただし、やはり東京都としてしっかりした長期的な方向を持っていただきたいということが一番のポイントでございます。これは、原委員からも非常に重要なことが述べられたと思うのですが、東京都として長期的にどういう見通しで持続可能な都市というものをリフォームしていくかという視点が多分一番重要なポイントだと思います。これを示すのは非常に難しいのですけれども、澤副参事のイメージされるような、技術革新を導入しながら持続可能な都市にリフォームすることは可能であるというご見解も非常にフランクにお示しになりながらやっていただきたい。そうしますと、長期的な見通しをこの制度の中で明確にメッセージとして送っていく必要があると思うのです。そうしないと、長期的な技術革新というのも誘発されないです。ですから、まず、いろいろな各制度をつくる段階あるいは制度をつくったあと、いろいろな計画を立てる段階でメッセージとして東京が送っていくという方向が、一つどうしても必要だと思います。

2番目の検討項目の配慮事項としては、この前も梶原参事の方から経済活性化との両立ということを非常に強調されたのですが、挑戦1、挑戦2、挑戦3というところの中で、経済の活性化との両立というところをどう配慮していくかということも、多少時間を割いて議論はしておかなければいけないだろうと思います。先ほど石福委員が言われたように、あるところの対策というのは、エネルギーをより多く使うけれども、それが結果として全体のエネルギー消費を少なくしてCO2を下げるということがあった場合、より制度を柔軟的に運用しながら、経済の活性化との、あるいは新しい産業とか新しい付加価値を持つマーケットを育てていくという視点がどうしても必要になると思うのです。このあたりは全体を通じて配慮すべきことだと思うのです。

最後に、東京都がなぜこれを国に先駆けてやられるかということについては、東京都はそれなりの都市づくりの将来ビジョンをお持ちでしょうし、温暖化対策をやることによって副次的に幾つかのいい効果が得られる、そういったものを総合的にやるのが、東京都のやる大きな意味でもあると思うのです。そういう副次的効果をより多く引き出しながらこの温暖化対策の制度をつくり上げるためには、消費者と生産者とか、あるいはそれぞれの事業所と東京都の行政がお互いに協力し合う枠組みというのがどうしても必要になってくると思うのです。どうやって協力していい効果を誘発していくかということです。そこのところのポイントを、全体を通じて、可能な限りでいいのですが、最初からそれをやったら本論がなくなってしまいますので、可能な限りそれを導入いただくようにお願いしたいと思います。

以上です。

【神野部会長】どうぞ。

【平井委員】一言だけ。今回都の方からは挑戦 1 から 3 ということで、特に重要とお考えの 3 つのテーマを選択されて、この場で議論して何らかの対策や施策に結びつけていこうという問題提起だったわけです。一方、国の方はというと、今回の新大綱に示されているように、100を超えるかなり大きなグランドデザインがあって、全体として体系的に進めていこうということで今動いているわけです。東京都として状況分析をされて、特に重要と思われる 3 つに絞り込んだ形でやっていこうという趣旨はよくわかりますし、その必要性もわかりますけれども、先ほど来の皆様方の意見を聞いていますと、例えば、もう既に都もおっしゃっていましたが、国の今後出てくるであろう施策との関係でありますとか、それからさっき初鹿さんがおっしゃったような日本全体と東京都の関係とい

うか、全体と個の問題というものをどう考えるかということもそうでしょうし、それから建築物のところでは、ライフサイクル的な問題も本当は議論の余地があるのではないでしょうかとか、あるいは民生、特に家庭用のところで言うならば、ライフスタイルをどうするかということも問題かなというご発言もありましたけれども、当面、今回選択された3つのテーマに絞り込んだ議論をしていくにしましても、申し上げたような、周辺に関連する問題というのが実はものすごくたくさんあるのではないかと思うのです。

そのため、限られた時間の中で、できるだけ効率的にということで、先ほど一点集中的にとおっしゃいましたけれども、今回の検討により相当重要な、社会的に大きなインパクトを持つことになる施策を打ち出すということについては、できるだけ周辺のいろいろな関連するテーマにつきましても、限られた時間の中ではあっても、考え方の整理をきちんとやらなければいけないのではないかと私は思っております。そういう関連する問題が、この3つの挑戦に絡んで実はいろいろあるのではないか。だから、そうした関連する諸問題についての考え方の整理をできるだけ省略しないで検討作業を進めていただくことが必要かと思っています。

【神野部会長】あといかがでしょうか、どうぞ。

【伊藤委員】これからのことなのですが、今こういった場でいろいろ議論をしていく中で、せっかくこれだけ都民の生活にかかわっていることなので、都民にどう訴えかけていくかということも大きく考えていってもらいたいと思うのです。ただこういう議論が始まったみたいなことは新聞に小さく書いてあったのは見たのですが、本当に真剣に東京都は動き始めたのだと。今、このパンフレットを見て結構おもしろいなと思ったのですが、もう温暖化対策待ったなしと書かれています。東京都は過去100年で3度気温上昇といったことをきちんと書かれているのというのは、今までなかなかなかったと思うのです。こういったパンフレットがもうできているのだから、もっとこれらをどんどん広めていくなり、あるいは何かセンセーショナルに、例えばディーゼル車について都知事が出てガンとやったのはかなり一般の都民にも認識されましたので、そういった何か策を持って都民に訴えかけてもよいと思います。規制ができてから、こんな規制をつくりましたと初めて訴えかけるのではなく、こういうのがスタートしたのだということで、どんどん都民に訴えかけるようにしていってもらえたらと思います。

【神野部会長】どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

まだまだご議論はあるかと思いますが、もしもこの場でまだ言い足りないようなこと

がございましたらば、どうぞ事務局の方に資料その他含めて申し出ていただければ、私と事務局の方で相談させていただいて対処を一任させていただければと思います。

また、こうした問題というのはさまざま関連いたしますが、私のやっております経済の方も、この経済というのはご案内のとおりオイコスとノモス、つまり家計の管理、家計をやりくりするという意味でございますので、経済ということは節約というのがあるように、最も地球の資源をうまく管理するということに通じるかと思いますので、全体像を失わないような形で議論を進めていければと思っております。

それでは、最後に議事の4、その他でございますが、12月の総会の際に企画政策部会に所属していない委員も出席できないかという意見がございましたけれども、この件の取扱いについて、事務局の方から案がございましたら、ご提案いただければと思います。

【村山企画課長】ただいまの件につきましては、ご案内のとおり専門的な事項がこの部会に付議された議論の中心になってまいります。そうしたことから、メンバーを絞り込んだ部会で集中的に議論をするという趣旨で、この部会にこの温暖化の問題の案件が付議されているところでございます。そうしたことからいたしますと、当部会への出席につきましてはこの部会委員に限らせていただきました上で、当部会の会議資料ですとか、あるいは議事録につきましてはその都度全委員に送付させていただき、会議の経過や議論の様子を周知するよう、対応をさせていただければと考えているところでございます。当局の案としては以上でございます。

【神野部会長】部会を設置した意義がなくなりかねませんので、そのように処理させて いただければと思いますが、いかがでございますか。よろしいですか。はい。

【小早川委員】紙で配るのですか。インターネットに載せるようになるのですか。

【村山企画課長】他の部会のメンバーにつきましては、席上配布の資料はすべて郵送させていただくと。それから、議事録は、少し時間はかかりますが、同じように郵送で、もしくはインターネットのメールでも結構なのですが、確実に他の委員の方にご送付申し上げるという対応をさせていただこうと思います。

【小早川委員】その公表の話は。議事録の公表。

【村山企画課長】基本的には、議事録につきましてはホームページ上での公開という方向で整理させていただこうと思います。

【神野部会長】そうですか。よろしいですか。議事録についてはインターネットで公開 すると。今の件はそれでよろしいですか。何かございますか、事務局の方で。 【梶原参事】多分、ご議論の中で今後ケースによりましては、例えば個別の企業さんのお話といったときには、場合によりまして非公開というケースもあろうかと思いますが、基本はあくまでも公開ということですし、既に都の審議会で多くのものにつきましては私どものホームページで掲示するようなスタイルをとっておりますので、それで個別に先生方で直接送ってほしいというご要望がございましたら、ご送付させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【神野部会長】もしもご異議がなければ。これは事前に委員のチェックができますか。 一応皆様に議事録はお見せして、その上で公開と。

【村山企画課長】はい。速記録原案ができましたら、発言の内容については各委員の方に目を通していただき、最終確定をさせていただきたいと思います。

【神野部会長】という処理にさせていただいてよろしいでしょうか、公開の件につきましては。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、そのほかに事務局の方から連絡事項がございましたら、よろしくお願いい たします。

【村山企画課長】次回の部会でございますけれども、先ほどスケジュールの説明もございましたように、次回3月中旬ごろを予定したいと思います。日程につきましては、別途調整をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【神野部会長】よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして本日の議事を終了させていただきます。